

非化石価値取引について

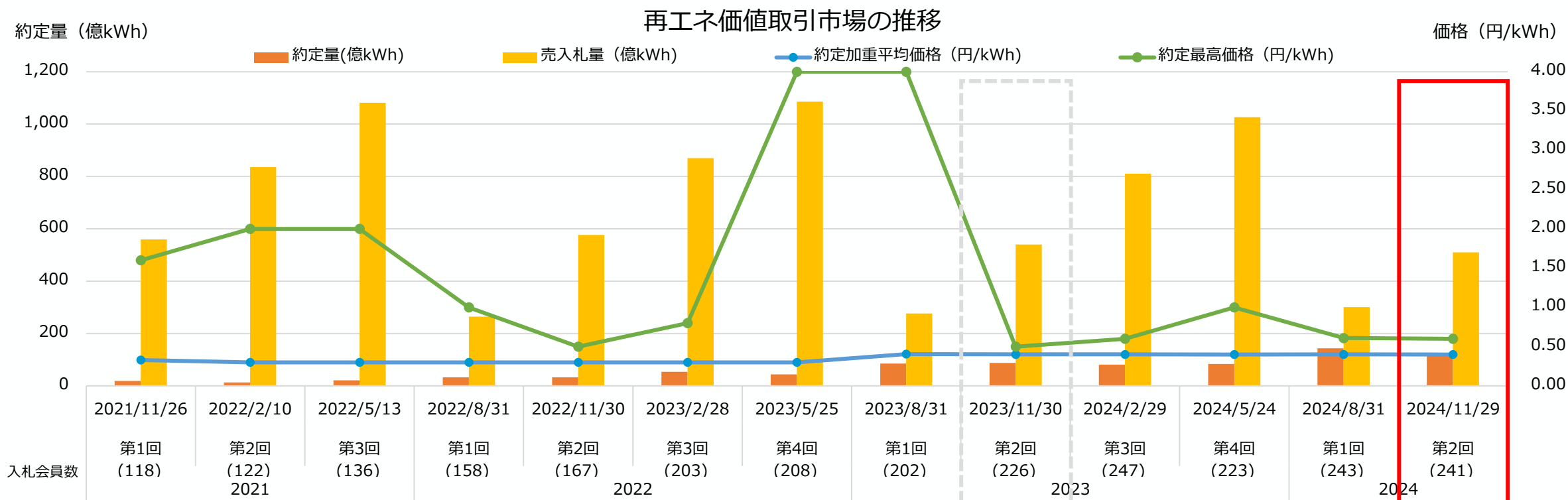
2024年12月24日

資源エネルギー庁

- 1. 2024年度第2回オークション結果**
2. 2025年度の高度化法目標
3. 非FIT再エネ証書の直接取引拡大
4. 非FIT再エネ証書の需要家間の融通に関する例外的取扱い

再エネ価値取引市場（FIT証書）

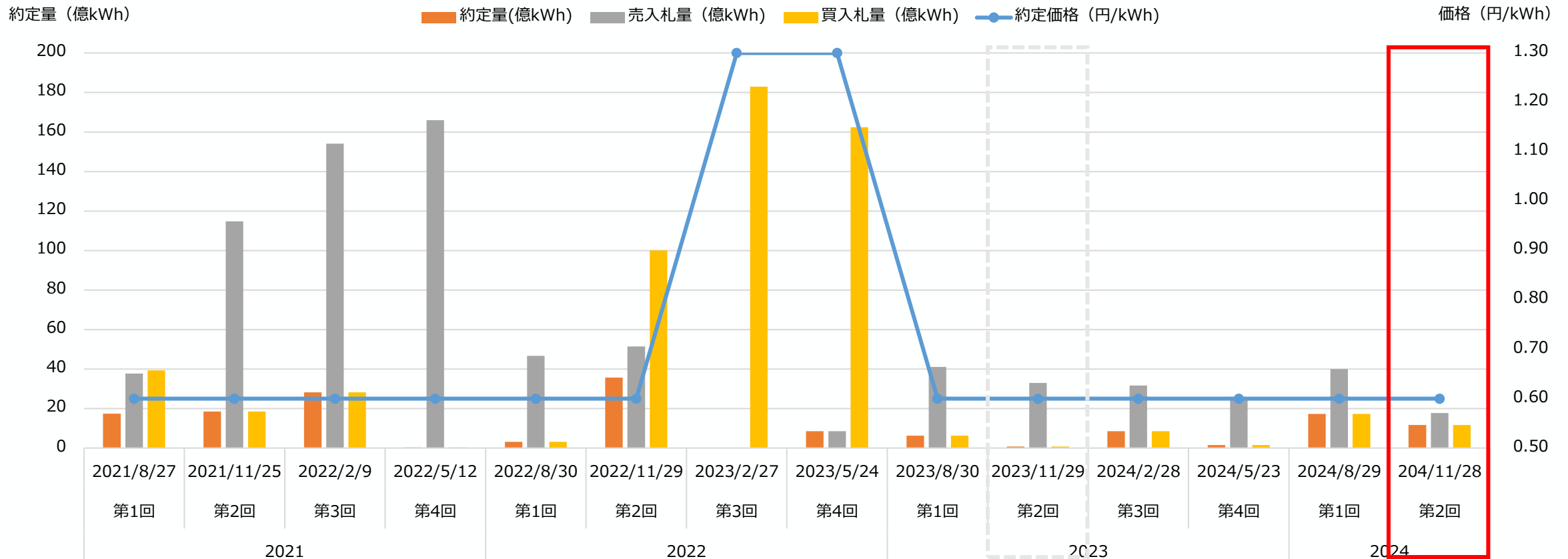
- 約定量、参加者数は年々増加しており、今回の2024年第2回オークションの約定量は116億kWhとなった。これは、前年度の第2回と比較すると1.3倍の水準。他方、売入札量が買入札量を上回る状況は変わらず、約定平均価格は最低価格水準（0.4円/kWh）で推移。



高度化法義務達成市場（非FIT証書 再エネ指定あり）

- 前年度の第2回と比較すると、売入札量は半減する一方、買入札量は増加したが、引き続き買入札量に対し売入札量が多い状況。そうした中、約定価格は最低価格（0.6円/kWh）で推移。

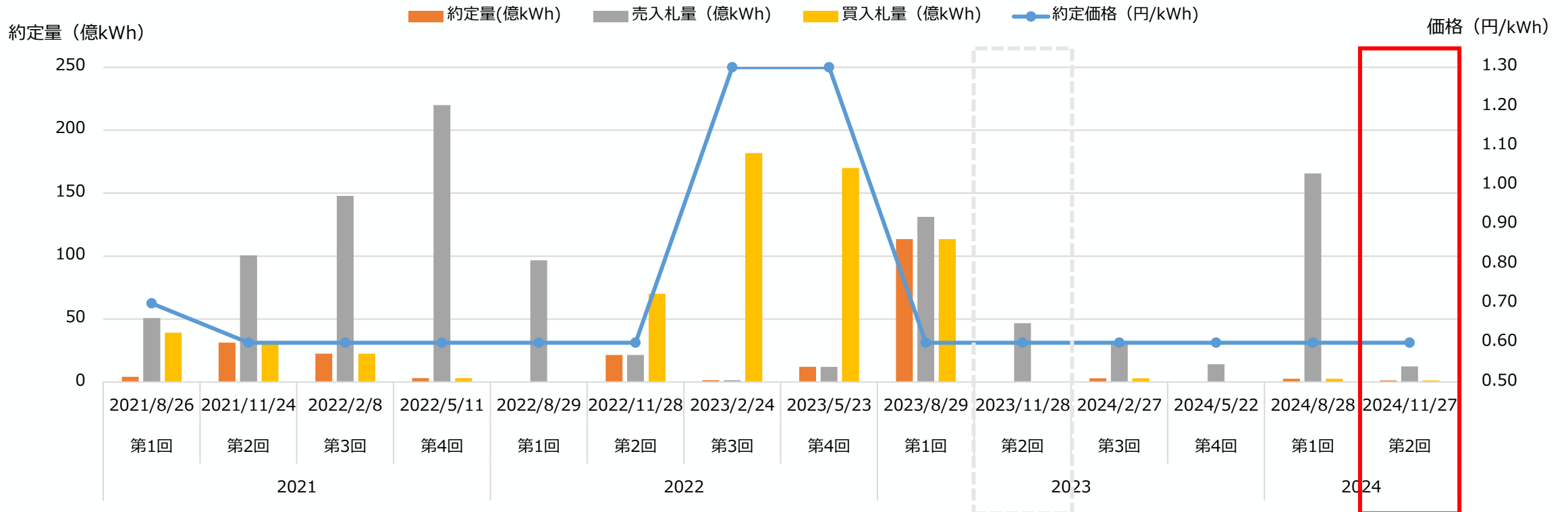
非FIT 再エネ指定あり



高度化法義務達成市場（非FIT証書 再エネ指定なし）

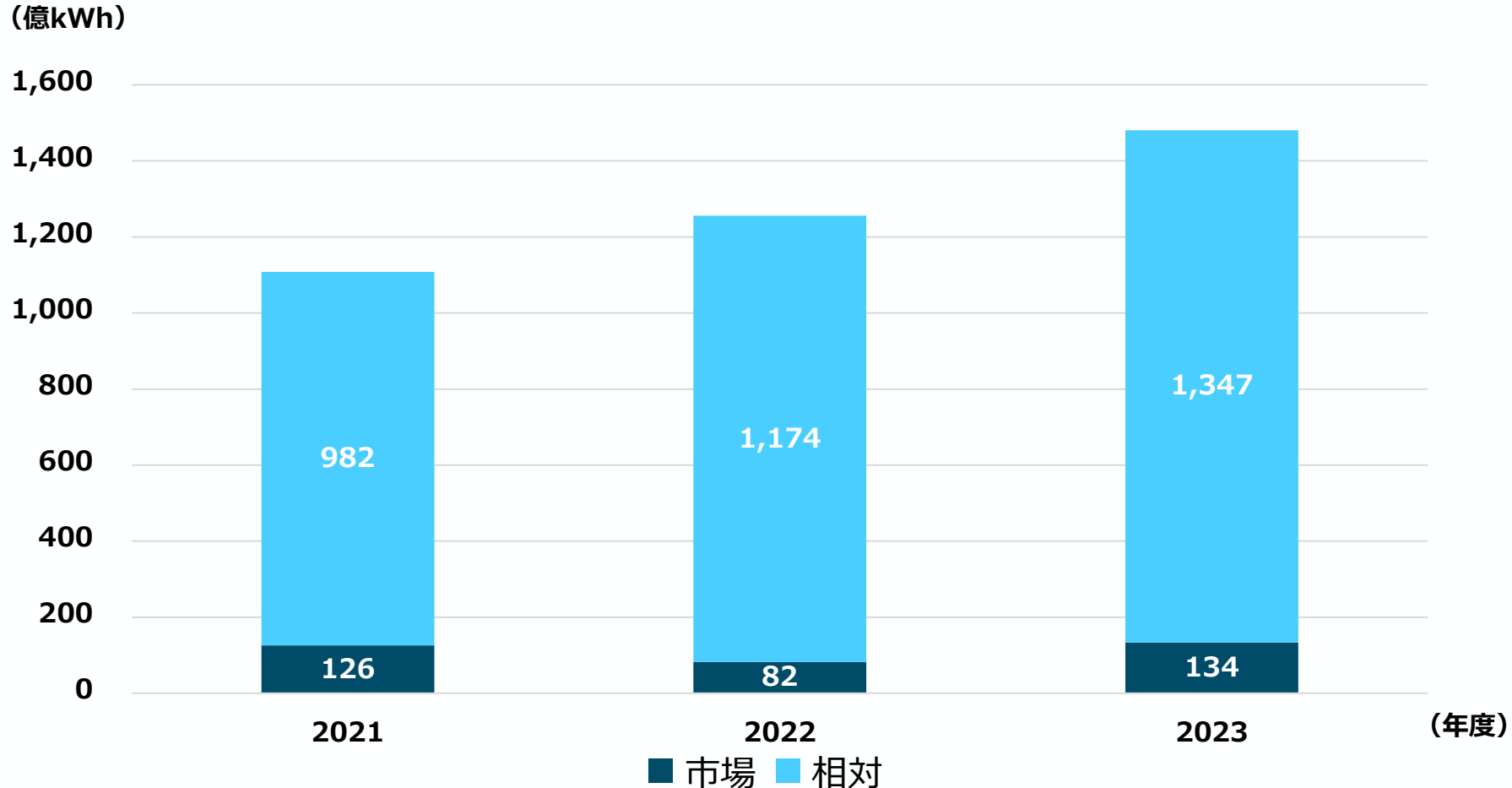
- 前年度の第2回と比較すると、売入札量は4分の1ほどに減少し、約定量は1億kWh程度にとどまった。また、約定価格は最低価格（0.6円/kWh）で推移している。

非FIT 再エネ指定なし



(参考) 非FIT証書の調達内訳 (相対・市場) 推移

非FIT証書の調達は相対取引がメインで、市場取引は相対取引の補完的な意味合いが強いと考えられる。



(※) 相対取引は内部取引量を含む

(出典) 高度化法義務対象事業者の提出した達成計画と日本卸電力取引所における約定実績を基に算出。

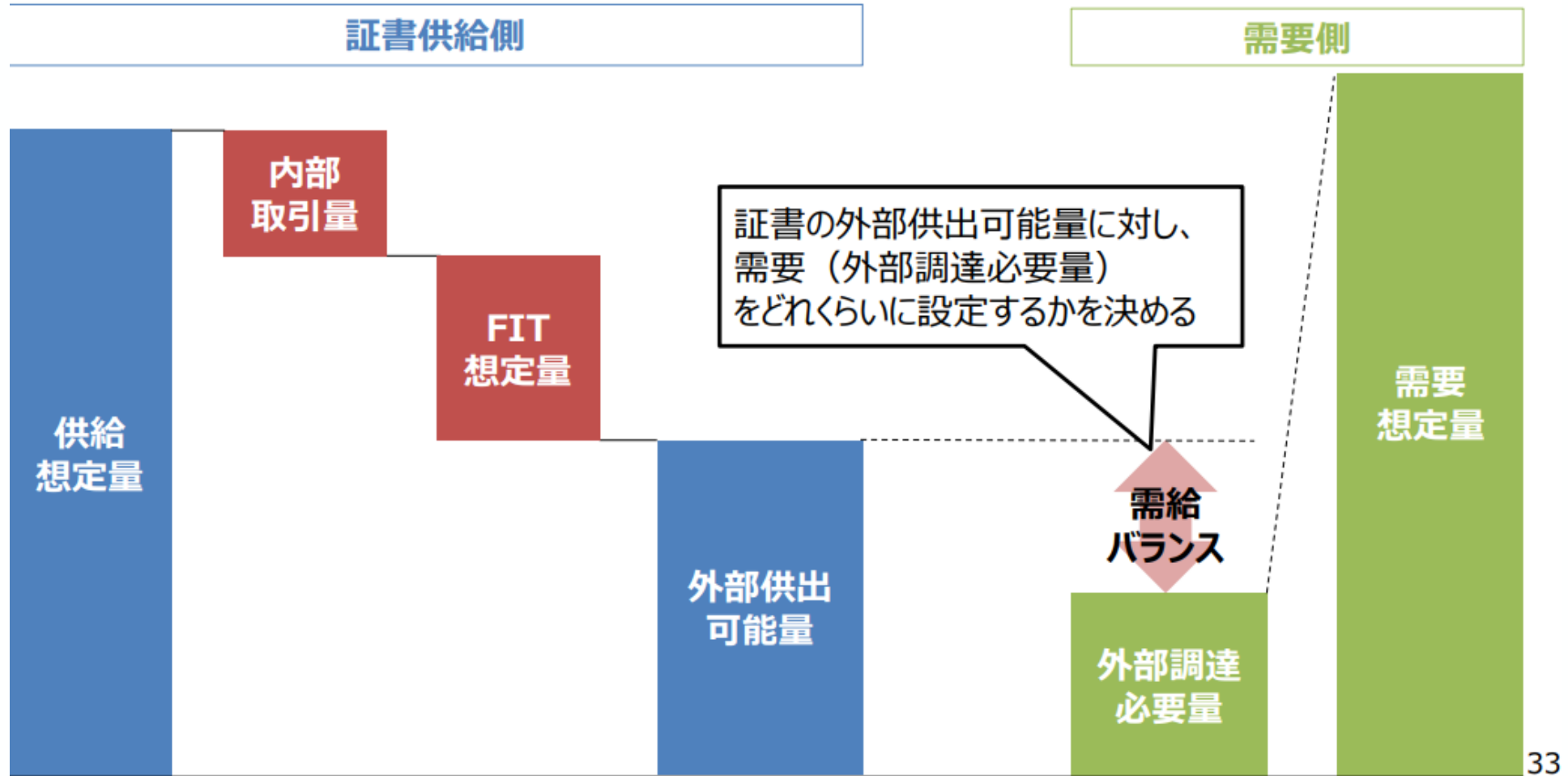
1. 2024年度第2回オークション結果
- 2. 2025年度の高度化法目標**
3. 非FIT再エネ証書の直接取引拡大
4. 非FIT再エネ証書の需要家間の融通に関する例外的取扱い

第二フェーズに関する基本的な考え方

- 高度化法は、一定規模以上の小売電気事業者に対し、2030年度の販売電力量のうち44%以上を非化石電源とすることを求めている。一方、高度化法の下で各小売電気事業者に義務付けられた**非化石証書の毎年度の調達目標**は、事業者に対して徒に過大な負担を課すことのないよう、**証書の需給状況に応じて定められている**。
- 2023年度から始まる**第二フェーズに関する基本的な考え方**や事業者間の非化石電源比率の違いを考慮した特例措置である化石電源グランドファザリングのあり方※については、一昨年の議論を経て、決定しているところである。 ※2030年に向けて段階的に漸減していく方針としつつも、第二フェーズについては、毎年度の証書の需給バランスに与える影響を抑制する観点から、3年間を通じて同一とし、第一フェーズから第二フェーズにかけてのGFの漸減率については、元来、小売電気事業者の非化石電源の調達環境に配慮して設定されたことを踏まえ、GFを設定した2018年度以降の小売電気事業者の平均的な非化石電源比率の変化を反映することとした。
- **第二フェーズ**は、2030年、さらに2050年へのカーボンニュートラル社会の実現に向けた移行期と位置付け、一定の配慮措置は講じつつも、**段階的に年度ごとの目標水準を高めながら、非化石電源側への維持・拡大を着実に促進していくことを基本的な考え方としている**。
- 今回は、このような基本的な考え方も踏まえつつ、**第二フェーズの最終年度にあたる2025年度中間目標設定の前提となる証書の需給バランス**について、主に御議論頂きたい。

(参考) 需給バランスに基づく目標値設定のイメージ

- 制度見直し後での中間目標値における外部調達比率の設定方法のイメージ図。
- 市場や外部との相対で供出可能となる量に対し、年度毎の購入必要量を定める方法。



2025年度の需給バランス

- 第一フェーズの需給バランスを決める際には、供給側の減少リスクを過度に需給バランスの設定の際に考慮することによる売れ残りリスクを勘案しつつも、取引参加者への配慮として一定程度供給量に余裕を持たせることとし、最終的に需給バランスを1.2程度とした。
- 第二フェーズは、着実に非化石化を進めるという基本的な考え方に基づいて、第一フェーズと比べて一層早いペースで目標水準を高めてきたが、**2025年度**についても、引き続きそのペースを緩めることなく、**24年度比で更に目標水準を高めることとしてはどうか。**
- 具体的には、第二フェーズにおいては、万が一**需給ひっ迫が生じた際のFIT証書の代替活用も認めている**こともあり、供給側の減少リスクを加味しつつも、**25年度の需給バランスは1.05（外部調達比率17.0%_{※1}）**としてはどうか。
- なお、毎年、直近の供給計画とりまとめにおいて計上されている非化石電源を基本として、需給バランスの検討を行っているが、今回の算定においては、直近の供給計画とりまとめには計上されていないものの、既に営業運転に向けた発電を開始しているなど、2025年度の需給バランスに影響を与えうる非化石電源_{※2}について考慮した。 ※1,2 女川原子力2号、島根原子力2号。これらが2025年度の非FIT証書の供給に与える影響は概算で120億kWh程度。仮にこれらを含めず、需給バランスを1.05とした場合、2025年度の外部調達率は15.7%となる。

(参考) 需給バランスの推移

年度	需給バランス (外部供出可能量/外部調達必要量)	外部調達比率 (%)	非化石電源比率 (%)
2020	-	8.9	22
2021	1.18	5.0	29
2022	1.19	7.5	28
2023	1.15	12.0	31
2024	1.10	14.7	37 (推計)
2025	1.05	17.0	38 (推計)

注1) 過年度実績との比較であるため、**2020年度以降はFIT証書(売れ残り配分量も含む)および非FIT証書のいずれも対象とした際の比率**(44%目標との関係からみたもの)。2023年度までは高度化法対象事業者からの達成計画を元に作成した実績値。2024年度・2025年度は、2024年度供給計画とりまとめにおける非化石電源による発電量を全国大の需要電力量で除算した推計値。

注2) 需給バランスに基づいて目標値を決定する方式は、2021年度の間目標値から採用。また、2020年度はFITも含めた調達比率を設定。

(参考) 2025年度における需給バランスの分析結果

- 前ページで提示した需給バランスの水準を変化させた場合に、外部調達必要量や外部調達比率がどの様に変化するかについて以下のとおり分析を行った。
- 外部供出可能量約1,527億kWhに対し、需給バランスを1.00~1.10の幅で区切り外部調達比率を確認すると、2025年度における証書の調達比率は大凡17.9%~16.3%程度となった。

証書の需給バランス分析

単位：億kWh

需給バランス (b/a)	外部調達必要量・・a	外部供出可能量・・b	外部調達比率
1.00	1,527	1,527	17.9%
1.03	1,483	1,527	17.4%
1.05	1,450	1,527	17.0%
1.07	1,427	1,527	16.7%
1.10	1,388	1,527	16.3%

(参考) 2024年度の需給バランス

- **第一フェーズ**の需給バランスを決める際には、供給側の減少リスクを過度にバランスに含めることによる売れ残りリスクを考慮しつつも、取引参加者への配慮として一定程度供給量に余裕を持たせることとし、最終的に需給バランスを**1.2程度**とした。
(注) **21年度**の需給バランス1.18 (**外部調達比率：5%**)、**22年度**の需給バランス1.19 (**外部調達比率：7.5%**)。
- **第二フェーズ**は、段階的に目標水準を高めながら、非化石電源の維持・拡大を着実に促進することが基本的な方向性となっているところ、**23年度の需給バランス**については、一定の余裕を持たせつつも、**1.15程度 (外部調達比率12.0%)**とした。
- **24年度**についても、第二フェーズの基本的な方向性を踏まえ、**23年度比で更に目標水準を高める (=外部調達比率を高める) こととしてはどうか。**
- 具体的には、第二フェーズにおいては、万が一**需給ひっ迫が生じた際のFIT証書の代替活用も認めている**こともあり、供給側の減少リスクを加味しつつも、**24年度の需給バランスは1.10 (外部調達比率：14.7%)**としてはどうか。
- なお、2024年度の非FIT証書の需給バランス検証における基本データである、直近の2023年度供給計画とりまとめにおいては計上されていないものの、現時点で24年度に稼働する可能性のある相対的に出力の大きな非化石電源※が存在する。

※女川原子力2号、島根原子力2号。稼働した場合は24年度の非FIT証書の供給に与える影響は概算で100億kWh程度、24年度の需給バランスは1.2程度となる(外部調達率を14.7%とした場合)。

1. 2024年度第2回オークション結果
2. 2025年度の高度化法目標
- 3. 非FIT再エネ証書の直接取引拡大**
4. 非FIT再エネ証書の需要家間の融通に関する例外的取扱い

(参考) 今後の非化石証書の見直しの方向性

- 非化石証書については、これまで、証書を巡る国内外の様々な動向や、証書を活用する事業者のニーズを踏まえ、機動的な制度見直しに取り組んできた。
- 本年度の第1回の再エネ価値市場における入札結果を見ると、顕著に応札量が増えている。これは、世界的な脱炭素化に向けた取組の進展や、国内でのGXに向けた機運の盛り上がり背景にあると考えられる。中でも、GHGプロトコルや、RE100などのグローバルなルールやイニシアティブが、国内における再エネ価値市場における入札行動に直接的な影響を与えているとの指摘がある。
- 今後、非化石証書の更なる見直しを行う際には、こうしたグローバルなルールやイニシアティブにおける議論の状況を注視しながら、需要家のニーズに応えられる仕組みとしていく視点が必要不可欠である。
- そうした観点から、足下で始まっているGHGプロトコルの見直しの議論や、欧州蓄電池規則の議論には特に注目している。これらの議論に関連し、証書の電源証明化などの論点について、時機を逸することなく、必要な対応についての検討を深めていく。
- また、そうした要請に加え、需要家からは、追加的な制度改善に向けた様々なニーズ（例：有効期限の見直し、非FIT直接取引の対象拡大）が示されている。今後、更なる需要家ニーズを把握しつつ、制度の趣旨や、非化石電源の投資拡大に与える影響なども踏まえつつ、必要な制度改善については迅速に対応することが求められる。

非FIT再エネ証書の直接取引の対象拡大（1 / 2）

- 非FIT証書は、原則として小売電気事業者による高度化法義務達成の手段として制度化されたものだが、再エネ価値に対する需要家ニーズを背景に、再エネ電源の維持・拡大や高度化法の義務履行への影響も考慮しつつ、一定の条件を満たす非FIT電源やFIP電源、卒FIT電源に対して、需要家との直接取引を認めている。
 - ・ 2022年度以降に営業運転開始となった、新設非FIT電源、新設FIP電源、FIT電源から移行したFIP電源
 - ・ 卒FIT電源
- 足元で、非FIT再エネ証書の直接取引は着実に増加し、更なる非FIT証書直接取引の対象拡大についてのニーズが顕在化している。その背景としては、FIT証書の調達における制約※やRE100やGHGプロトコルなどのグローバル基準の変更可能性なども見据えて、必要な再エネ価値を中長期で安定的に確保したいという需要家ニーズが一層高まっていることが考えられる。

※) FIT証書は、その制度設計上、相対契約による長期確保ができない。
- そうした中、FITからFIPへの移行を政策的に誘導する必要性もあり、現在、2022年以降に営業運転開始となったものに限定して直接取引を認めている「FIT電源から移行したFIP電源」について、その営業運転開始時期にかかわらず、直接取引の対象とすることとしてはどうか。
- これにより、発電事業者にとっても非FIT証書の販路が拡大し、再エネ電源の維持やFIT電源のFIP移行の促進に資することが期待される。
- 他方で、直接取引の更なる拡大に当たっては、「高度化法の義務履行手段」という制度趣旨を踏まえ、その目的に悪影響を与えないかの検証が必要となる。

非FIT再エネ証書の直接取引の対象拡大（2 / 2）

- この点、現在FITである電源が、FIPに移行した場合には、義務履行に活用可能な非FIT証書（供給余力）の増加に繋がることから、その証書について需要家の直接取引を認めた場合であっても、義務履行への影響は軽微であると考えられる。
- また、既にFITから移行済のFIP電源については、全体の非FIT再エネ証書（約740億kWh）に占める割合はおよそ1%であり、義務履行への影響は限定的だと考えられる。
- なお、FIP電源以外の非FIT電源（再エネ指定）についても直接取引の対象とした場合には、高度化法の中間目標値設定の際に、直接取引量として考慮すべき量を適切に推定することが困難となることが想定される※1。**その結果として発電・小売電気事業者双方の証書の販売・調達にかかる予見可能性が低下し、小売事業者の高度化法の義務履行等に影響を与える可能性**※2がある。

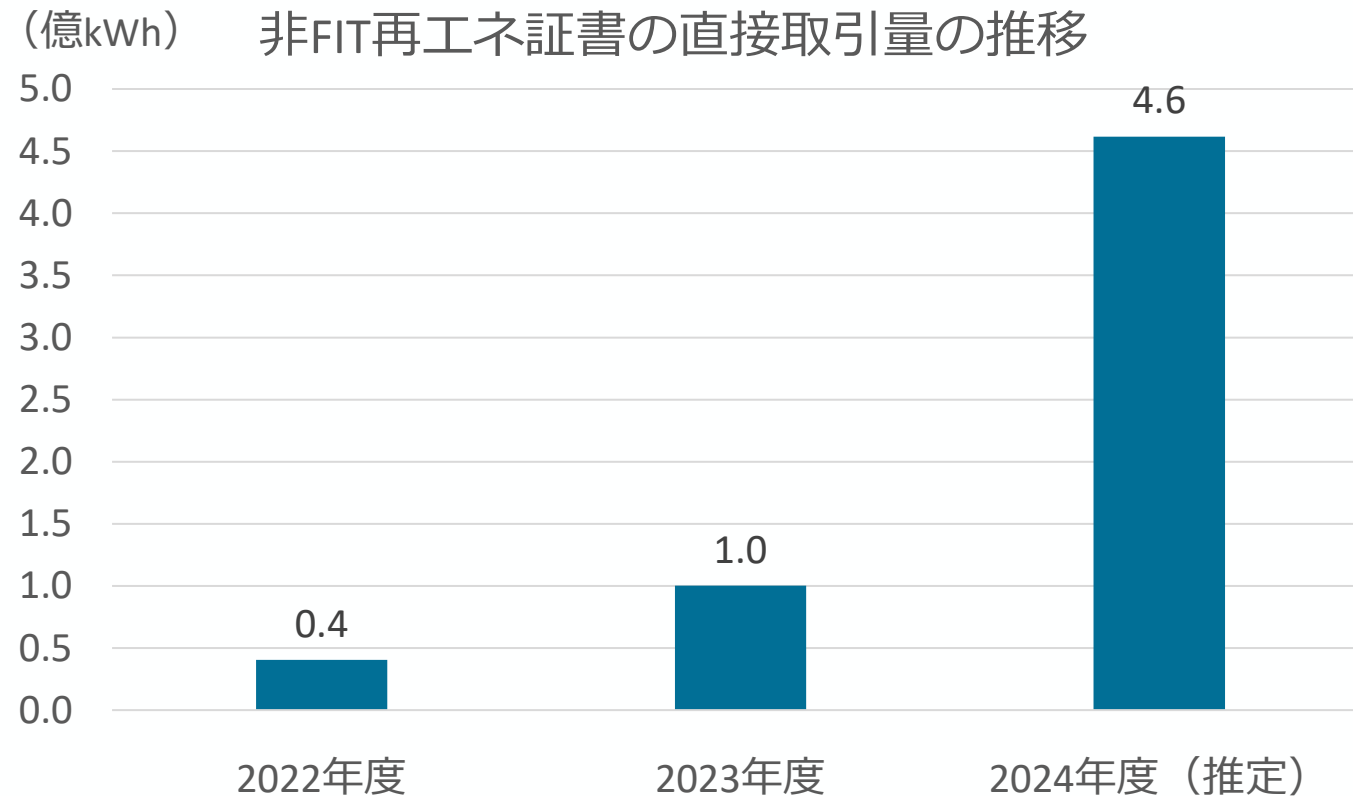
※1) 現在、直接取引の対象となっているFIP電源以外の非FIT電源（再エネ指定）の証書は約7億kWh（2022年度以降に営業運転を開始したもの）。仮に、FIP電源と同様に運転開始日の制限を無くした場合、直接取引の対象となる非FIT再エネ証書の量は約740億kWhと大幅に増加する。

※2) 目標設定にあたり、需要家による直接取引量を過少に評価してしまった場合は、義務履行に必要な証書が不足し、小売事業者の義務履行に影響を与えるおそれがある。反対に、過大に評価してしまった場合、本来であれば高度化法の義務履行に用いられていたはずの非FIT証書が売れ残り、発電事業者の販売に影響を与えるおそれがある。

- 以上を踏まえ、**FIP移行の重要性**や**発電者・需要家双方から要望がある**ことに鑑みて、**FIP電源については運転開始日の制限を設けず、需要家との証書の直接取引を可能としてはどうか。**

(参考) 非FIT再エネ証書の直接取引の状況

- 非FIT再エネ証書の直接取引を開始した2022年度以降、取引量は着実に増加している。直接取引を利用している需要家の業種は多岐に渡るが、特にデータセンター、不動産、自治体による利用が多い。



注) 2024年度の取引量は直近 (4月~6月) の取引実績を元に推定。

（参考）FIP電源の更なる促進に向けた施策

⑤非化石証書の直接取引の拡大

- FIP制度では、再エネ発電事業者が自ら環境価値を販売する仕組みとし、再エネ発電事業者が市場で得る収入であると整理している。このため、再エネ発電事業者が非FIT証書を売却しやすくなることは、FIP制度の促進に繋がりうる。
- 非FIT証書は、原則として高度化法義務達成市場において小売電気事業者により購入されるものであるが、再エネ価値に対する需要家のニーズも踏まえ、新設FIP電源又は2022年度以降に営業運転を開始したFIT電源がFIP電源に移行した場合について、発電事業者と需要家との直接取引が認められている。
- 他方で、需要家と発電事業者の直接取引が進展している状況を踏まえて、2021年度以前にFIT電源として営業運転を開始したFIT電源がFIP電源に移行した場合についても、発電事業者と需要家間の直接取引のあり方について、関係審議会（制度検討作業部会）で御議論いただくこととしてはどうか。

高度化法義務の達成【高度化法義務達成市場】

第84回 制度検討作業部会（2023年9月11日）資料3-2より一部抜粋

- 小売電気事業者が購入可能 ※一定の条件を満たす場合は、需要家は発電事業者から非FIT証書を直接取得することが可能。
- 取引対象は「非FIT電源」
- 2022年2月よりトラッキング開始済。



(参考) 非FIT再エネ証書の直接取引に関する御意見

<需要家>

- FIT証書は、必要な量を低廉な価格で継続的に調達が可能であるかのリスクがあるため、**PPAによる非FIT証書の長期的な取得に向けて動いて行くべき時期に来ている**。また、長期的・外生的（GHGプロトコルやCDP、SBTなどのグローバル基準）なリスクを踏まえた場合、（当該グローバル基準の変更次第では）今のFIT証書には懸念がある。
- 2025年度や2030年度の目標達成のためには、**早期かつ確実に環境価値を購入できる既存案件についても一定必要**。コスト低減や契約簡素化の図れる、発電事業者と需要家で直接取引できる制度へ早期改訂されることを要望。

<発電事業者>

- 単に証書を市場売却するのではFITからFIPに転換する収益面のメリットがない。FIP化に際し、**非化石証書の販売による収益を増やすためには、直接取引できる電源を拡大する必要**。
- 非FIT非化石価値取引市場では非FIT証書が多く売れ残るため、FIP転換前よりも収益が悪化する可能性がある。**2021年度以前に運開した電源についても需要家との証書の直接取引が認められれば、売れ残りのリスクが改善される**。
- 2021年度以前に運開した電源の証書を需要家に供給する際には、小売電気事業者を介さなくてはならない。需要家・発電事業者の**双方に手間と費用がかかる**。

(参考) 発電事業者と需要家の非FIT再エネ証書の直接取引について (1 / 2)

非FIT証書における発電側と需要家の直接取引について

- 前掲の通り、世界的にコーポレートPPAの案件が増加しつつある中、国内においても小売電気事業者が参加するスキームによる取り組みが普及しつつある。一方、発電事業者や需要家においては、特にバーチャルPPAのように、直接的に再エネ価値を取得できる取り組みについても、その実現を求める声が出てきている。
- 現在、取り組みの対象となりうる非FIT再エネ電源由来の非FIT証書については、高度化法の義務の手段であり、小売電気事業者のみ調達可能となっている。
- 他方、こうした新たな再エネ調達の取り組みについては、再エネ価値の取引の側面においてもその利用をやすくすることで、今後の導入拡大を後押しするものであるとも考えられる。
- こうした点を踏まえ、高度化法における小売電気事業者の目標値から上記取組の取引量分を控除することを前提に、今後**非FIT再エネ電源に係るコーポレートPPAの取り組みに限り、一定の要件を満たす場合には、発電事業者と需要家における非FIT再エネ証書の直接取引を認める方向で検討を進めてはどうか。**
- 具体的な要件に関し、例えば以下についてどのように考えるか。
 - 証書のダブルカウントを回避するために、非FIT再エネ発電事業者と需要家双方がJEPXにおいて証書の口座を開設すること。また、証書の口座移転完了日までに、JEPXに相対取引の内容を報告し、適切に証書の口座移転を行うこと。
 - 対象である非FIT再エネ電源は新設であること。

(参考) 発電事業者と需要家の非FIT再エネ証書の直接取引について (2 / 2)

- 発電事業者との直接的な取引を通じて再エネ価値の取得を求める需要家の声の高まりを受けて、昨年、再エネ電源の維持・拡大に資する以下の場合に限り、発電事業者と需要家間の非FIT再エネ証書の直接取引を認めることとした。
 - ・新設非FIT電源 ⇒2022年度以降に営業運転開始となった非FIT電源
 - ・新設FIP電源 ⇒2022年度以降に営業運転開始となったFIP電源
 - ・FIT電源から移行したFIP電源
⇒2022年度以降に営業運転開始となったFIT電源がFIP電源に移行した場合
 - ・卒FIT電源
- その結果、こうした非FIT再エネ証書価値の発電事業者と需要家間の直接取引が急速に拡大している。
- こうした中で、再エネの更なる導入拡大に向けて、長期脱炭素電源オークション制度が整備され、既存電源の活用も含めた脱炭素電源への新規投資の後押しが進められており、既存の脱炭素電源の出力増強（リパワリング）や改良（リプレース）の動きも広がりがつつある。
- これらの取組は、再エネ電源の維持・拡大に資するものであることから、2022年度以降に出力増強や改良がなされた非FIT電源・FIP電源についても、発電事業者と需要家間の非FIT再エネ証書の直接取引を認めることとしてはどうか。

1. 2024年度第2回オークション結果
2. 2025年度の高度化法目標
3. 非FIT再エネ証書の直接取引拡大
4. **非FIT再エネ証書の需要家間の融通に関する例外的取扱い**

非FIT再エネ証書の需要家間の融通に関する例外的取扱い（1 / 2）

- 発電事業者と需要家間の非FIT非化石証書（再エネ指定）の直接取引は、需要家自身が積極的に非化石エネルギーを調達することができるよう、新たな調達手法の環境整備として認められた。
- その際、小売電気事業者間では非FIT非化石証書の転売が禁止されていること、また、**需要家自らの再エネ調達手段の確保という制度趣旨を踏まえ、需要家間の融通についても、そうした取引が行われることは想定していなかった。**
- こうした考えの下、現状は、直接取引を行う需要家ごとに口座開設を求めるとともに、非化石価値の取引システム上も、**直接取引で取得した証書は、取得した需要家のみ利用可能**（当該需要家名義でのみ利用確定処理が可能）な仕組みとなっている。
- 一方で、調達の効率化や与信面などを理由に、**グループの親会社が調達した非FIT非化石証書を、グループ内の他社に融通したいという要望**が複数寄せられている。

非FIT再エネ証書の需要家間の融通に関する例外的取扱い（2 / 2）

- 非FIT非化石証書は、高度化法の義務達成のために設けられた制度であるが、これまで、需要家自らによる非化石エネルギーの調達を可能とするため、一定の場合に、需要家による直接取引を認めてきた。
- こうした制度改正の経緯を踏まえれば、実質的に、需要家自らの非化石エネルギーの調達であると考えられる場合には、厳格に、一需要家に一口座の開設を求めることなく、例えば、親会社の口座で管理された証書を子会社も利用可能とするといった運用を認めることとしてはどうか。
 - ※1 ただし、小売ライセンスを保有する需要家に対する融通は、非FIT非化石証書の小売への転売に該当するため、不可とする。
 - ※2 また、小売ライセンスを保有する需要家から他社に融通した非FIT非化石証書は、高度化法の義務達成には使用不可とする。
 - ※3 2024年8月のシステム改修に伴い、証書の利用確定処理が必須化された。それによって、本運用を認めた場合でもダブルカウントは防止可能。
 - ※4 なお、需要家等が非化石証書を取得する際の会計・税務上の取扱いについての基本的な考え方は、第57回制度検討作業部会（2021年9月24日）において示されているところであり、今後もその考え方が変わるものではないと考えられる。

(参考) 需要家等が証書を取得する際の会計・税務上の取扱

需要家、仲介事業者が証書を取得する際の会計・税務上の取扱について

- 今般、需要家、仲介事業者が、FIT非化石証書を、直接、再エネ価値取引市場から取得できることとなった。これを踏まえ、非化石証書の取引等に伴う会計・税務上の基本的な考え方について、複数の税理士に確認したところ、結果以下の通り。

➤ これまでの非化石証書に係る取り扱いとの関係

非化石証書は、電気とセットとなり、実質再エネ又はゼロエミ電気として評価されるためのプレミアムを提供するもの。需要家、仲介事業者が取得する場合も、基本的な性質は変わらず、これまでの整理（次ページ参照）から大きく変わるものではないのではないか。

➤ 非化石証書の取引に係る留意点

(1) 消費電力量との関係

需要家が証書を購入する場合、自らの消費電力量に見合った量を調達することが自然と考えられる。消費電力量を大きく上回って、証書を購入した場合、これを自らの事業に必要な費用という説明は難しいのではないか。

(2) 証書の取引価格の妥当性

仲介事業者が需要家に販売する等、市場外で取引を行う場合、市場価格からあまりに乖離した価格での取引である場合は、その価格の妥当性について、税務上の懸念から説明が求められる可能性があるのではないか。

【参考】FIT非化石証書の取引に係る会計・税務上の取り扱いについて

非化石証書の取引に係る会計・税務上の取り扱いについて

- 12月に取りまとめた「非化石価値取引市場について」を踏まえ、当該市場で取引される非化石証書の取引等に伴う会計・税務上の基本的な考え方を複数の会計士や税務当局に確認した。
- その結果、非化石証書の取引に係る基本的な考え方は以下の通り。

非化石証書の取得時の会計上の扱い

- 非化石証書を取得した小売電気事業者は、当該取得分の電気を実質再エネ又はゼロエミ電気として表示（環境表示価値）することが認められている点に鑑みれば、非化石証書の取得は、いわば「電気」という商品の販売に当たって、「再エネ（ゼロエミッション）」という価値を付加するものと解することが可能。
- こうした経済実態を踏まえれば、非化石証書の取得時は、その取得価額をもって資産計上（流動資産）することが一般的と考えられる。

非化石証書の償却（費用処理、損金経理）について

- 上記の整理を踏まえれば、購入された非化石証書は、販売する電気に「再エネ（ゼロエミッション）」という価値を付加し、電気と一体的に販売する（販売電力量 \geq 証書の活用量）ものと解することが一般的。
- このため、取得時に資産として計上された非化石証書は、電気販売と同時に、一体的に活用した分を費用化することが一般的と考えられる。（当該費用化分は、損金性が認められるものと解される。）

※小売事業者間による証書の転売可否については継続検討としていたところ、転売を可能とした場合、利益調整を目的とした小売事業者間の取引が行われる、証書を実需以上に購入することによって小売電気事業者の利益操作が可能になってしまうといった税務上の懸念があることから、当面、小売電気事業者間の証書の転売は出来ない仕組みとする。

※上記の整理を踏まえ、電気事業会計規則等の関連法令の整備を行う。（現在パブコメ中）
なお、上記の整理は現時点における非化石証書取引を前提としており、小売電気事業者間での売買可否や高度化法の義務内容などの変更によりその経済実態が変化した場合、再整理が必要となる可能性がある。